

## 海田町低入札価格調査制度事務取扱試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、海田町建設工事執行規則（平成9年規則第4号。以下「規則」という。）の適用を受ける建設工事（以下「建設工事」という。）のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって落札者を決定することがあるものとして競争入札を行う場合の試行に關し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| (1) 調査基準価格  | 第4条の規定により設定した価格      |
| (2) 低価格入札   | 調査基準価格を下回る価格の入札      |
| (3) 低価格入札者  | 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者 |
| (4) 低入札価格調査 | 第8条の規定により行う調査        |

### (対象工事)

第3条 低入札価格調査試行に付す対象工事は、町道8号線（東一丁目地内外）舗装修繕工事その2とする。

### (調査基準価格の決定等)

第4条 調査基準価格は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
  - (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
  - (3) 現場管理費の額に100分の60を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
  - (4) 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が予定価格の100分の

75を下回るときは、当該予定価格に100分の75を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を、100分の92を超えるときは、当該予定価格に100分の92を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を調査基準価格とする。

3 調査基準価格を設定したときは、最低制限価格は設定しないものとする。

（予定価格調書への記載）

第5条 調査基準価格を決定したときは、予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第6条 町長は、公告その他適切な方法により、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格を設定していること。
- (2) 低価格入札があったときは、調査の上で落札者を決定し、後日通知又は連絡をすること。
- (3) 低価格入札者は、前号の調査に協力すべきこと。
- (4) 低価格入札者は、別記「適正な履行確保の基準」（以下「履行確保基準」という。）を満たすものでなければ、落札者とならないこと。

（入札の執行）

第7条 入札執行者は、入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札者（入札者が開札に立ち会っていないときは、政令第167条の8第1項後段（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の当該入札事務に関係のない職員）に対して、保留の旨を宣言し、調査のうえ落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。この場合において、入札価格は公表しない。

（工事費内訳書等の提出）

第8条 町長は、低価格入札者から、指定する期限までに、工事費内訳書及び必要に応じその積算の基礎となる資料（以下「工事費内訳書等」という。）を提出させるものとする。

2 前項の工事費内訳書等は、次に掲げる要件をすべて満たすように作成されたものでなければならない。

- (1) 数量は、設計図書（仕様書等）に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 入札書に記載した価格と工事費内訳書に記載している工事費総額が一致してお

り、明らかに工事の品質及び安全確保の履行がされないと認められる違算がないこと。

(3) 共通仮設費率分について、準備費、安全費及び技術管理費の金額並びに算出根拠が、現場管理費について現場従業員及び現場労働者の法定福利費並びに現場従業員の人工費の金額並びに算出根拠が記載されていること。なお、建築工事（建築機械設備、建築電気設備を含む。）にあっては、共通仮設費率分について、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等の金額並びに算出根拠が記載されていること。

3 第1項の工事費内訳書等を提出した低価格入札者のうち、町長から請求のあった者は、指定する期限までに次に掲げる事項に関する資料（以下「追加資料」という。）を提出しなければならない。この場合において、指定する期限までに追加資料の全部若しくは一部を提出しない場合、当該低価格入札者の行った入札は無効とする。

- (1) 当該工事において当該価格で入札を行った理由を記載したもの
- (2) 手持工事の状況
- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先一覧
- (6) 手持機械数の状況
- (7) 建設作業員の供給計画
- (8) 建設副産物の搬出地
- (9) その他必要な事項

（調査の実施等）

第9条 第7条の規定により保留の旨を宣言後、町長は、速やかに調査班を設け調査を行う。

2 調査班は、建設部長を班長とし、班員は、契約対象工事を所掌する課（以下「当該工事主管課」という。）を所掌する部長、当該工事主管課の長、財政経営課長及びその他必要と認める職員をもって充てる。

3 調査班は、当該契約の内容に適合した履行をされないおそれがあるか否か、又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて

著しく不適当であるか否かを具体的に判断するため、低価格入札が行われたときは、提出された工事費内訳書等及び追加資料について履行確保基準を満たしているかどうかの調査を行うものとする。

4 調査班は、低入札価格者から提出された工事費内訳書等について請負対象設計金額の内訳と比較して、履行確保基準の第2項数値的判断基準を満たしているかどうかを調査し、すべて満たしていると判断した場合に、追加資料に基づいて次の事項について事情聴取を行う。ただし、工事費内訳書等の調査の結果、数値的判断基準のいずれかを満たさないことが明らかとなったときは、契約の内容に適合した履行をされないおそれがあるものとして、当該調査対象者の調査を終了することができるものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況（別途関連工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 建設作業員の具体的供給の見通し
- (9) その他工事の特殊性や見積書及び追加資料の内容により調査が必要と認める事項

5 調査班は、第3項及び前項の調査を行ったにもかかわらず、当該調査対象者の見積額が著しく低廉である理由に疑問が残る場合は、別途資料の提出を求めができる。また、必要に応じて当該低価格入札者に対し、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (2) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況等）
- (3) 過去2年間に発注した工事のうち、当該低価格入札者が施工した工事名、

## 契約締結年月日、工事完成年月日及び成績状況

### (4) その他必要な事項

- 6 調査班は、低価格入札が複数ある場合は、最低の価格のものについて調査を行うものとする。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、引き続き他の低価格入札者の中から入札価格の低い順に同様の調査を行うものとする。
  - 7 総合評価落札方式を適用する場合において、評価値の最も高い者が低価格入札者であるときは、その者の入札を調査の対象とする。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次に評価値が高い者を次順位者とし、その者が低価格入札者であるときは、その者の入札を調査の対象とする。次順位者を落札候補者としないときは、以後この例による。
  - 8 調査班の班長（以下「調査班長」という。）は、第3項から前項までの調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めたときは、他に低価格入札がある場合でも、その時点で当該案件の調査を終了するものとする。
  - 9 調査班長は、第3項から前項までの調査の結果に基づき、数値的判断基準調査表（別記様式第1号）及び低入札価格調査表（別記様式第2号）を作成する。  
(低入札価格調査委員会)
- 第10条 前条の調査の結果を審議するため、海田町低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、委員長は副町長を、副委員長は建設部長を、並びに委員は企画部長、財政経営課長及び工事主管課長をもって充てる。
  - 3 委員長に事故があるとき又は委員長がかけたときは、建設部長がその職務を代理又は代行する。
  - 4 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じて委員会に臨時委員を置くことができる。  
(委員会の審議による落札者の決定等)

- 第11条 調査班長は、第9条の規定による調査結果を委員長に報告する。
- 2 前項の規定による報告を受けた委員長は、委員会を開催し、当該調査結果に基づき、低価格入札者を落札者とするか否かを審議する。ただし、委員長が委員会を開催する必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 3 委員会で審議した結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがないと判断された当該低価格入札者に対して、財政経営課長は、落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。
- 4 委員会で審議した結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるとき又は当該低価格入札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて著しく不適当であると判断された低価格入札者は落札者と決定しない。この場合において、財政経営課長は、落札者と決定されなかった入札者にその旨を通知する。
- 5 前項の規定により、落札者と決定された入札者がいる場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、落札者と決定されなかった低価格入札者以外の最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を上回るときは、次順位者を落札者とし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときは、第8条からこの条までの規定を準用する。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、企画部財政経営課において処理する。

（その他）

第13条 この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

## 別記

### 適正な履行確保の基準

地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査（いわゆる低入札価格調査。以下単に「調査」という。）を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあつて著しく不適当であるかどうかの判断を行うための基準について次のとおり定める。

なお、低価格入札者が、次の基準のすべてを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とならないものとする。

#### 1 基本的判断基準

- (1) 調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) 材料・製品等は設計図書（仕様書等）に適合した品質・規格であること。
- (5) 建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。

#### 2 数値的判断基準

- (1) 数量は設計図書（仕様書等）に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 入札書に記載した価格と工事費内訳書に記載している工事費総額が一致しており、明らかに工事の品質及び安全確保の履行がされないと認められる違算がないこと。
- (3) 次のア及びイ（以下「当該判断基準」という。）をすべて満たしていること。

なお、直接工事費、共通仮設費積上分、共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費等の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交

通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、厚生労働省作成の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」によるものとする。

したがって、積算の内訳はこれに従って作成されたものでなければならない。

また、当該判断基準に用いる工事の種類別の工事費内訳については別表によるものとする。

#### ア 工事費総額判断基準

入札価格が、次の計算式で算出した工事費総額失格基準価格以上であること。

工事費総額失格基準価格（税抜）＝

直接工事費 × 0.7 + 共通仮設費 × 0.5 + 現場管理費 × 0.5 + 一般管理費等 ×  
0.3（小数点以下切捨て）

#### イ 工事費内訳別判断基準

- ① 直接工事費は、町が積算した直接工事費の 70 %以上であること。
- ② 共通仮設費（積上分及び率分）は、町が積算した共通仮設費（積上分及び率分）の 50 %以上であること。
- ③ 共通仮設費率分は、準備費、安全費及び技術管理費が計上されていること。

なお、建築工事（建築機械設備、建築電気設備を含む）の場合にあっては、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等が計上されていること。

- ④ 現場管理費は、現場従業員及び現場労働者の法定福利費並びに現場従業員の人工費が計上されているとともに、町が積算した現場管理費の 50 %以上であること。
- ⑤ 一般管理費等は、町が積算した一般管理費等の 30 %以上であること。